

海外「EPS」関連規制動向資料

2026年10月版

～ビーズ法発泡スチロール関連海外規制情報～



JEPSA
発泡スチロール協会

<https://www.jepssa.jp/>

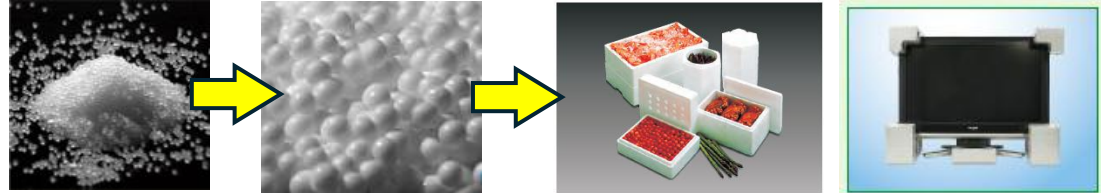
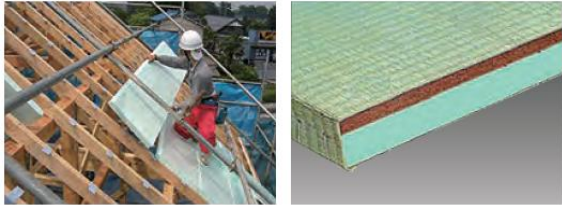
あらかじめご理解いただきたいこと

○「EPS」という略称を使う場合の注意

海外で「EPS」は必ずしもビーズ法の発泡スチロールを指すわけではない。

海外	日本
主に発泡スチロール成形体「全般」を指す。 (Expanded ed Polystyrene)	主にビーズ法の発泡スチロール原料とその成形品を指す。 (Expand able Polystyrene / Expanded ed Polystyrene)

○ 発泡スチロールにも種類がある

略称	説明	例
(ビーズ法) EPS	粒子状の発泡スチロール原料およびその原料を発泡させた予備発泡粒子を金型に充填して蒸気加熱成形した発泡成形品。魚箱、野菜箱、医薬品等輸送容器、緩衝包装材、建築断熱材など用途は多岐にわたる。	
XPS	板状の発泡スチロール。押出發泡成形で製造される。建築断熱材、土木資材が主な用途。 (板以外の形状にするには切削加工が必要)	
PSP (XPS)	シート状の発泡スチロールを、真空圧空プレス成形で成形加工したもの。食品トレイ、クラムシェル容器、丼、カップなど食品容器用途が主。 押出法の製品であることからPSPではなくXPSと略す場合もある	

特に海外法令で、「EPS規制」を即「ビーズ法発泡スチロール規制」と解釈するのは間違い

主なビーズ法EPS関連海外規制

総括

(ビーズ法)EPSを名指し規制している国はあるのか。

- ・ 主要国でEPS製品を名指し規制しているのはオーストラリア程度。しかしそのオーストラリアも除外規定があり全規制(全面禁止)ではない。
- ※プラスチックあるいは発泡スチロールとしての規制がEPSにも適用される例はあるが、EPSが対象となるのは実質的には飲料カップ程度。

使い捨てプラスチックや、マイクロプラスチック規制の広がり

- ・ 規制対象の主は使い捨て用途。食品・飲料容器や包材を対象とすることが多い。
- ・ プラスチック全般、発泡スチロール全般を制限なく規制する例はない。
- ・ 海洋プラスチックゴミ問題より、直径5mm以下と定義されるマイクロプラスチックを意図して添加することは規制されつつある。

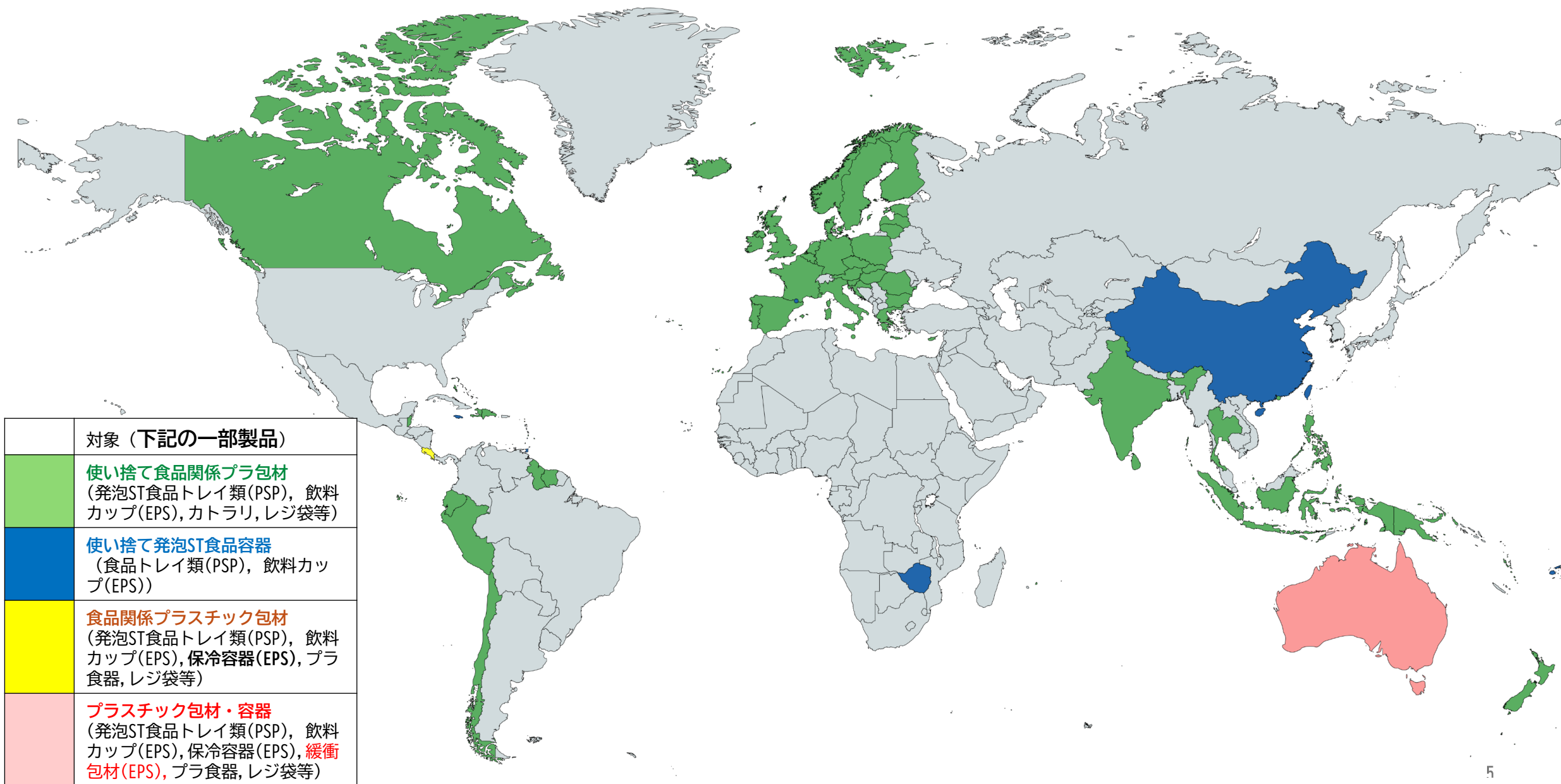
リサイクルはリユース、マテリアルリサイクル、堆肥化のみ。

- ・ 発泡スチロールに限らずリサイクルは基本マテリアルリサイクル。プラスチックだけの規制もあるが、紙やガラス、金属も対象とされる場合もある。
- ・ 石油消費あるいは採掘量削減などから、エネルギーリサイクル(燃料代替用途を含む)、ケミカルリサイクルもリサイクルとすべきという意見もある。

再生原料を一定比率混合させる動きがある。PCR由来限定とされているが、PIRやBio-based Polymerに拡大する動きもある。

- ・ EU PPWRやELV規則案のように再生原料を一定比率配合することを求める動きがある。
- ・ 再生原料をPCR材に限定する動きがあるが、品質確保の問題もありELV規則案(2次)ではPIR材やBio-based Polymerでも可とする動きもある。

発泡スチロールが関わる法令(国)規制(JEPSAで法令概要を把握したもの)



EU(全体)

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
EU	特定プラスチックによる環境影響低減指令 (通称 SUPD)	・ 特定の使い捨てプラスチック製食品・飲料容器を禁止。 ・ 禁止リスト内に特定の発泡スチロール製食器・飲料カップがある。 ※調理が必要なもの、使い捨てでないもの、1食分でないもの等は除外 ※家電緩衝包材などについては規制されていない。 ※PPWR成立を機にPPWRと調和するようにSUPD条文記載が調整される予定。 (規制項目にEPSとXPS(押出法発泡スチロール、PSP)が併記される)	SUPDで規制されるのは特定のプラスチック包装。 発泡スチロールの名指しはあるが、種類・用途は限定されている。 ビーズ法発泡スチロールは飲料カップ程度が適用対象。 (本法をもって発泡スチロール全廃との評価は適さない)
	包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会規則 (通称 PPWR) ※PPWR=「指令」を「規則」に見直し。	・ 容器包装全般を規制。プラに限らず、紙、金属など全般。 ・ リサイクル率や、リサイクル原料の含有率などの規制あり。 ※マテリアルリサイクル可能性率 (=リサイクル可能設計+分別回収再生フロー確立) 2030:A(95%以上)、B(80%以上)、C(70%以上)達成品のみ上市可 2038:A(95%以上)、B(80%以上)達成品のみ上市可 ※リサイクル原料(PCR由来限定)2030:35% 2040:65%の達成が必要 ※リユース率目標設定 2030:40%、2040:70%。 - 国内、linked,partner企業間輸送100%目標 ※マテリアルリサイクル率目標 (EU加盟各国に達成義務) 2026/1/1～包材全体65%,プラ50% 2031/1/1～包材全体70%,プラ55%	PPWRは金属、紙、プラスチックなど材質によらず容器包装全般を規制する。 ビーズ法発泡スチロールはプラスチック包装として規制を受ける。 使い捨て飲料カップは原則禁止。
	リサイクルされない廃プラスチック容器排出量にかかる加盟国拠出金指令	・ プラスチック容器包装全般(ビーズ法EPS包装に限定されない)を対象にしたEU指令。 ・ 所定のリサイクル率を満たせない国はEUに負担金支払い。 ※各国法の制定内容によっては国内業者に負担金が来る可能性がある。	ビーズ法発泡スチロールはプラスチック包装として対象となる。
	廃棄自動車(ELV)規則	・ 部品の再利用や回収を促進する車両設計の推進 ・ 新車生産:プラスチック部品のプラスチック再生材含有率 15%以上 2036～25%以上) ※うち、20%以上は廃車由来材 ※欧州議会2026年6月18日、EU理事会6月29日採択。原則2028年9月1日～適用。 - 各義務は段階的に適用	PS材の使用実績があれば対象として考慮する必要がある。

EU域(各国)

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
ドイツ	容器包装法実施法 (旧容器包装廃棄物法(VerpackG)が2026/8/12に容器包装法実施法(VerpackDG)として見直されたもの)	・旧容器包装廃棄物法はPPWDのドイツ国内法。基本PPWDと同様であった。 ・2026/8/12 これを見直しPPWRに合わせた容器包装法実施法が施行された。 ※旧法「デュアルシステム」(※1)を通じた包装材の回収・リサイクル義務や、中央包装登録局(ZSVR)包装登録データベース「LUCID」の登録などは踏襲。プラ包材のドイツ独自の上乗せ要件として2028年からは75%、2030年からは80%(PPWRでは2030年末までに55%)のリサイクル目標を規定。	・PPWR同様(上乗せ) ※1 地方自治体の公的システム、民間システムが使用済みの包装材の回収・リサイクル義務を持つ仕組み。最終消費者に包装を届ける企業はこの民間システムと契約を結び、回収・リサイクル義務の「委託」料を支払う必要がある。
	特定の使い捨てプラスチック製品およびオキシ分解性プラスチックから作られた製品の市場投入を禁止する規制	・SUPDのドイツ国内法。基本SUPDと同様。	・SUPD同様
フランス	気候変動対策・レジリエンス強化法(→環境規範)	・SUPDのフランス国内法。基本SUPDと同様だが過去は「2025年以降、リサイクル不可能なPSあるいはスチレン共重合体の禁止」の独自条項があった。→2024/9/28官報「声明と通達(Avis et communication)」にて、「リサイクル不可能の定義としてPPWR規定(2030年70%以上、2040年85%以上)に従うこと、規制時期を2025/1/1→2030/1/1に変更すること」が公示された。→文言上スチレン系樹脂包材名指しは残るが、内容をPPWRに合わせたことで本質的には他のプラスチック包材と同様となり、名指しの意味は失っている。	・PPWR同様(特定のスチレン系樹脂包装に関する独自条項はPPWRに合わせる形で修正済み)
スペイン	循環型経済に向けた廃棄物・土壌汚染法(法7/2022)	・PPWDを含むスペイン国内法。容器包装指令(PPWD)の改正見込みを先取りし、拡張。リユースされない使い捨てプラスチック包材に0.45ユーロ/kg課税。	・PPWD同様(リユースされない場合は課税対象となる)
英国	プラスチック包装税	・英国で製造される、あるいは英国に輸入される、再生プラの割合が30%より少ないプラスチック包材について、プラ包装1トン当たり228.82ポンドを課税。※10トン年末満は除外	・ビーズ法発泡スチロールもプラスチックとして規制を受ける。

米国

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
米国	(ビーズ法発泡スチロールを規制した連邦法は無い)		
条例	カリフォルニア州法 プラスチック汚染防止、および包装生産者責任法 (SB54) (メイン、ワシントン、コロラド、ミネソタ、メリーランド各州にも類似あり(審議中の州もあり))	・EPRに言及。プラスチック製品生産者に生産者責任組織 (Producer Responsibility Organization, PRO) の設立を要求。 ・(A)日常的に使い捨てされる包装および_(B)プラスチック製使い捨て食品サービス用品について、'27末30%、'29末40%、'31末65%以上のリサイクル率を要請 ・発泡スチロール製食品サービス用品リサイクル率 '27 末 30%、'29末 40%、'31末 65%を規定→ 満たさないと上市禁止 実施規則(2026/5/1発効)で緩和された主な内容 ・食品の安全、衛生、または品質保持のために「技術的にどうしてもプラスチック以外の代替素材に変えることが不可能なパッケージ」について、企業側が正当な理由を証明・申請すれば、2032年までの削減目標やリサイクル率の達成義務・罰則を一時的に猶予・除外する個別の救済ルート（適格除外手続き）の整備 ・「化学的リサイクル（ケミカルリサイクル）」などの新技術も、一定の許可基準を満たしていれば「リサイクル達成」の実績としてカウントしてよいとする ・現時点でリサイクルインフラが州内に存在しない素材（例：各種プラスチックフィルムや、複数の素材が混ざった複合カートンなど）については、生産者責任組織（CAA）がインフラ投資を行うための時間的な猶予（実質的なロードマップの柔軟性）の考慮方針設定(2032年の期限は変更せず)	・使い捨て包材として一般的なビーズ法発泡スチロール包材全般もリサイクル率の適用を受ける。 ・リサイクル率達成を公的に報告する義務[使い捨ての発泡スチロール製食品サービス用品（実質的には飲料カップ程度）。未達の場合州内上市禁止
	ロサンゼルス市条例第XIX章に第5条を追加する条例(187717号) (サンディエゴ市、ロサンゼルス郡にも類似条例あり)	・2023/4/23(大型店。全体適用は2024/4/23)より“食品または飲料施設および小売店”で発泡スチロール製品を含む商品を配布、提供、提供、賃貸、または販売することを禁止する。要件に該当するビーズ法発泡スチロールも対象となり得る。 ※発泡スチロール製品の例示に飲料カップ、包材の記載あり。	・”食品または飲料施設および小売店”が商品の譲渡に使用する目的(容器、包装)向けに提供することができなくなる。 ※店舗への納品(商品、食材、什器類など容器・包装)に使用することは記載がない。

北米、太洋州

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
カナダ	プラスチック規制法	※ EU SUPDのカナダ版。基本SUPDに同じ。	・ SUPD同様
オーストラリア	国家プラスチック戦略	・ 主要国のプラスチック規制としては数少ない、ビーズ法EPS成形品が想定される発泡「型内成形品」が規制対象の一つとして明示されている例。オーストラリアのプラスチック対応方針。 ※ オーストラリアの廃棄物処理は州政府責のため具体策は州法で対応。	B2Cのビーズ法EPS包材の一部(緩衝包材を含む)が規制対象。 → B2B、魚箱、宅配箱、重量家電の緩衝材、精密機器梱包材は対象外。
ニュージーランド	改正廃棄物最小化規則	・ リサイクル困難な使い捨てプラスチック製品に対する規制 ※(ビーズ法EPSでは) 使い捨ての飲料容器が禁止。	・ プラスチック製使い捨て食器でリサイクル困難となれば、その一つとして(飲料カップ程度が)規制を受ける

アジア

地域	法令	規制内容(ビーズ法発泡スチロール視点)	ビーズ法発泡スチロールへの適用
韓国	資源の保全及びリサイクルの促進に関する法律	・ 特定の廃棄物について処理に要する費用を徴収する。 (所定リサイクル率、再生材含有率の達成度合いにより、費用が変わる)	・ ビーズ法EPSは「発泡スチロール」としてリサイクル率の制約を受ける。 ・ ビーズ法EPSは「発泡スチロール」として再生原料含有率の規制を受ける。
インド	シングルユースプラスチック規制	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。	・ 使い捨て食器の一つとして(飲料カップ程度が)規制を受ける。
タイ	タイ国プラスチック廃棄物管理ロードマップ2018-2030	・ 特定のB2C使い捨て容器が規制される。 ※発泡スチロールとして例示記載されているのはクラムシェル容器、食品トレイ類。文言上はビーズ法EPS容器も含まれる。	・ 文言上はビーズ法EPSの使い捨て容器も含まれるが、発泡スチロールとして例示記載されているのはクラムシェル容器や食品トレイ類。EPSでも飲料カップは規制を受ける可能性有。
インドネシア	省令 No.75/2019 (廃棄物削減ロードマップ)	・ 特定のプラスチック包装・器具禁止	・ 使い捨て食器の一つとして(実質飲料カップ程度が)規制を受ける。
中国	「プラスチック汚染防止のさらなる強化に関する意見」(2020) 固形廃棄物による環境汚染の防止及び管理に関する法律	・ 使い捨てプラスチック製品の製造、販売を段階的に禁止(食器、プラスチック製綿棒、マイクロプラスチックビーズを含む日用化学製品の生産及び販売を段階的に禁止)。	・ 使い捨て食器の一つとして(実質飲料カップ程度が)規制を受ける。
香港	製品エコ責任(改訂)条例2023	・ 使い捨てのプラスチック製食器・器具の段階的禁止	・ 2024/4/22～発泡スチロールも使い捨て食器は規制を受ける。(ビーズ法EPSでは、おそらく使い捨ての飲料容器が禁止対象)
フィリピン	拡大生産者責任法2022年	プラスチック包装廃棄物の効率的な管理およびプラスチック包装の生産、輸入、供給または使用を削減するための「EPRプログラム」を策定または段階的に導入しなければならないとされている。	・ 対象となるプラスチック包材に「(d)ポリスチレン」の記載があり、文言上ビーズ法EPSは規制対象。

アジア(日本)

国	法令	ビーズ法発泡スチロール(EPS)への適用
日本	※ビーズ法発泡スチロールの製造、販売、使用を規制する法令は無い。(プラスチックの一つとして廃棄制約はある)	
関連法令	(容リ法)	・一般消費者向け商品の容器・包材についてEPSも処理分担金を支払っている。 →負担しないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。
	(廃掃法)	・産業廃棄物、一般廃棄物の処理について規定 →従わないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。
	(プラ循環法)	・プラスチック製品の再使用を可能とする設計配慮や、再資源化事業について規定 →従わないことを理由として製造、販売、使用を禁止する条項はない。
	(資源有効利用促進法) 2025/5改正	・指定プラスチック製品について再生材の使用を義務付け (CO2削減効果、市場原理では失敗、技術的な可能) ※品目は政令で指定(1万トン以上の包装(食品・医薬以外)、自動車内装、家電4品目)
	(再資源高度化法) 2025/6成立	・再資源化事業等の高度化の促進(国による基準の公表) →特定産廃処分業者(処分量1万トン/年以上or廃プラ処分量1500トン/年以上:国への報告と公表義務) 排出事業者:リサイクル容易設計、廃棄物分別・情報開示、再生材の積極利用の努力義務

参考:法令以外(工業規格等)の制限例

国・地域	規格/ガイドライン	ビーズ法EPSへの適用
インド	コールドチェーンコンポーネントに適用するためのエンジニアリングガイドラインと最低システム基準	インド国立コールドチェーン開発センターが発表したガイドライン(法ではない) ・EPS断熱材を冷蔵倉庫等に使用することを禁止 ※禁止理由:①火災リスク(可燃性、有毒ガスの発生)、②持続性の懸念(リサイクル不可、非生分解性)など。 →EPSの代替物として火災リスクやリサイクル性がEPSより劣る可能性があるか同等であるXPS、PUF、PIRを挙げており、禁止理由との整合がとれていない。
中国	建筑材料及制品燃烧性能分级 GB8624	中国の建材の燃焼性に関する強制規格。過去EPS建築断熱材も高層建築にも使用できていたが、改定により高層建築には「不燃」であることが必要とされた結果、低層建築にしか使用できなくなった。 ※注:EPS名指しの強制規格ではない。性質規定の規制。

参考情報:ビーズ法EPS関連未成立、廃止海外規制

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
米国	・プラスチック汚染からの脱却法案 (H. R. 6053/S. 3127)、 ・食品容器無毒法案(H. R. 6015)、 ・発泡さよなら法案(H. R. 6654/S. 3440) ・プラスチック・リサイクル革新のための循環型経済促進法(H. R. 9676) 以上4法案は「廃案」(期間中に成立しなかったため自動的に廃案)	
	発泡” さよなら” 法案 (H. R. 1918/S897- Farewell to Foam Act of 2025)	・ 2025/6/3に上院に提案、同日下院に提案(下院エネルギー委員会、イノベーション・データ・商取引小委員会) ・ 対象は発泡スチロールであって ・ 保冷容器(coolers) ※薬品類の保冷容器は適用除外 ・ 食器(Food service ware) ・ 充填材(loose fill) ※H. R. 6654/S3440を再提出したもの。全廃時期を2028/1/1からとしている。 ※提案のあった119回議会(2025-2026年)はまだ開催中であるため継続中案件となる。
	カリフォルニア州プラスチック包材リサイクル条例案 (AB2026)	・ 下院通過したが2022年8月上院の撥財委員会 (Appropriations Committee) にて保留 (Held under submission) →廃案 (Dead) 。 ※ 包括的なプラスチック規制である「SB 54」が成立し、吸収される形となった。
	連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート (大統領令第14057号) →2025/1/20廃止	・ 2024/7/19バイデン大統領より発表されたプラスチック汚染対策目標設定であったが、2025/1/20トランプ大統領により廃止された。さらに2025/2/10「紙製ストローの調達・強制使用の終了 (大統領令第14208号)」により上書きされた。 (廃止前の内容: 2027年までに連邦政府機関のフードサービス業務、イベント、包装業務において使い捨てプラスチックの調達を段階的に廃止する。2035年までに連邦政府の全ての業務で使い捨てプラスチックの使用を廃止する)

国・地域	法令	ビーズ法EPS成形品視点での適用
国際条約	プラスチック汚染防止条約(仮)案	・ 条文について過去5回の政府間交渉(INC)を実施。 ・ 2025/8/5-14に第5回の第2段会議(INC5. 2)がスイスで開催されたが合意に至らなかった。 ・ 2026/2/7 INC5. 3 議長改選 ・ 2027/3/13~24のいずれかでINC5. 4を開催想定するのでスケジュールを開けておくよう議長から連絡 (場所や具体的な期間は未定)

参考: AMEPS各国マテリアルリサイクル率

参考:ビーズ法EPSのマテリアルリサイクル(MR)率 ※各国個別集計基準による

国・地域		容器包装2024		容器包装2023	
		国内消費量(MT)	MR率(%)	国内消費量(MT)	MR率(%)
AMEPS	オーストラリア	10,000	62	10,300	29
	中国	2,245,000	46	2,134,000	46
	インド	95,000	84	55,000	49
	インドネシア				
	日本	72,185	68	73,722	68
	韓国	61,811	91	61,074	88
	ニュージーランド	2,389	21	2,500	18
	フィリピン	8,194		10,242	3
	台湾	9,698	97	10,356	83
	タイ	56,337	3	70,000	5
	ウクライナ				
	ロシア	18,500	19	20,000	11
	AMEPS TOTAL	2,579,114	48	2,447,194	46

国・地域		EPS全体2024		EPS全体2023	
		国内消費量(MT)	MR率(%)	国内消費量(MT)	MR率(%)
AMEPS	オーストラリア	43,700	14	40,000	8
	中国	3,137,000	33	3,181,000	31
	インド	150,000	67	115,000	26
	インドネシア				
	日本	106,096	47	110,296	45
	韓国	195,721	29	214,204	25
	ニュージーランド	10,152	7	9,000	7
	フィリピン	12,394		15,725	2
	台湾	14,919	63	15,932	51
	タイ	87,889	3	84,000	10
	ウクライナ				
	ロシア	119,000	4	121,000	3
	AMEPS TOTAL	3,876,871	33	3,906,157	45

ご安全に

